

令和7年度酒田市環境報告書（概要版）

（令和6年度実績）

酒田市環境基本計画

本編 P. 4-5

望ましい環境のあり方を明らかにし、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくことを目的とする10年間の計画です。

平成27年3月に策定した第2次酒田市環境基本計画について、令和2年度に計画の中間見直しを実施しました。

■目指すべき環境像

未来につなげよう 酒田の自然・まちなみ・こころ

～全員参加で未来に拓く共生の地域づくり～

■基本目標

5つのテーマについて長期的かつ総合的な基本目標を定めます。中間見直し後も目標は継続します。

【共通目標】

全員参加みんなで取り組む
未来につながる環境づくり
（情報提供と環境教育）

1. 「身近な環境」に関する目標
安心で快適な美しい地域づくり
（美観保持、騒音悪臭の防止、動物の管理）

2. 「資源利用」に関する目標
環境負荷の少ない社会へ
（省資源、循環型社会の形成）

3. 「自然環境」に関する目標
自然を守り共に生きる
（豊かな自然の保護と活用）

4. 「地球環境」に関する目標
二酸化炭素の発生が少ない生活
（地球温暖化対策・再生可能エネルギーの普及推進）

大気環境

本編 P. 40-47

■自動測定器による大気汚染物質の常時監視

酒田市内の大気環境の測定については、山形県が若浜局の測定局で常時監視を行っています。

令和6年度における各測定局での調査では、5つの項目ともにほぼ横ばい状態で推移しており、光化学オキシダントを除く4つの物質については、環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、県内の他市と同様に本市においても環境基準を超過する日が発生しており、令和6年度では、基準（0.06ppm）を超過した日が43日ありました（最高値0.089ppm）が、注意報を発令する基準（0.12ppm）には至りませんでした。

オキシダント注意報・警報が発令された際は、窓を閉める、目を洗う、うがいをする、外出を控えて自動車の運転をしないといった点に注意してください。

○令和6年度 各大気汚染物質の年平均値

	環境基準	県測定局
		若浜
二酸化硫黄 (SO ₂) (ppm)	0.04 以下	0.001
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.06 以下	0.006
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	0.1 以下	0.028
光化学オキシダント (OX) (ppm)	0.06 以下	0.040
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) (μg/m ³)	長期 15 以下 かつ 短期 35 以下	長期 7.8 短期 20.2

資料：山形県

■中間見直しの内容について

中間見直し版については、国や県の現計画、市の総合計画等を参考に第2次環境基本計画を修正しました。

中間評価や市民アンケートの結果を取り入れ、環境基本計画の基本目標について引き続き推進するものです。



騒音・振動

本編 P. 60-68

騒音や振動の苦情は、日常生活に関係が深く、その発生源も多種多様となっています。

また、人によって感じ方が異なり、主観や感情も違ってくるために、心理的な影響が大きいとされています。

工場・建設作業・交通機関からの騒音振動については騒音規制法及び振動規制法で規制されており、大きい音の出るおそれのある特定施設を設置する場合や特定建設作業を行う場合には、事前に届け出るよう義務付けられています。

また、飲食店・カラオケボックスなどの深夜営業騒音、拡声器を使用した商業宣伝については「山形県生活環境の保全等に関する条例」により音量や使用可能な時間帯を制限しています。

平成 24 年度より、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、酒田市内における自動車騒音状況の常時監視を行っています。

令和 6 年度は、市内の 5 区間で直接道路端の騒音測定を実施し、他の 6 区間については推計により評価を行いました。その結果、全体の住居等戸数 4,187 戸のうち、昼夜とも環境基準を達成していた戸数は 99.5%に当たる 4,168 戸、夜のみ環境基準未達成の戸数は 0.3%に当たる 14 戸、昼夜とも環境基準未達成の戸数は 0.1%に当たる 5 戸でした。（昼のみ環境基準未達成はなし）

○令和 6 年度 自動車騒音測定結果

区 分	計測区間数	計測区間数	計測結果(全戸)					
			住宅等戸数 A+B+C+D	昼夜とも 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過
				A (戸)	B (戸)	C (戸)	D (戸)	
酒田市	全 体	36.7	43	4,167	4,168	0	14	5
	一般道路	16.7	22	1,480	1,479	0	12	5
	県 道	10.0	21	2,687	2,686	0	2	0
5 市 計	全 体	66.4	44,828	9,519,217	9,643,917	297,817	33,217	284,217

悪臭

本編 P. 69

悪臭とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。

悪臭の発生源は工場や事業所、飲食店からの排気によるものや、浄化槽からの排水、堆肥や野焼きによるものなど多岐に渡ります。また、一般的に「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられ、苦情の原因となることがあります。

酒田市では、工業専用地域を除く都市計画区域を悪臭防止法の規制地域に指定しています。また、人の嗅覚を利用して悪臭を感覚的にとらえて評価する「三点比較式臭袋法（嗅覚測定法）」を採用しており、臭気指数の規制基準により工場・事業場等の指導をしています。

水環境

本編 P. 49-57

■河川の水環境

河川の水環境基準は、生活環境の保全に関して 6 つの段階にわかれており、それぞれの類型に応じて基準値が定められています。酒田市では最上川や新井田川など、8 つの河川で環境基準の類型指定がなされています。

酒田市環境基本計画では、市内を流れる都市河川の水質が、環境基準を達成する目標を掲げています。

令和 6 年度は、山形県が、市内の環境基準地点をはじめとした 10 河川 11 地点で調査を行い、酒田市は、1 河川 1 地点で調査を行いました。その結果、環境基準地点における BOD 値（生物化学的酸素要求量）は、すべての地点で環境基準を達成しています。

○令和 6 年度 河川の BOD 値（75%値）

河 川 名	類 型	環 境 基 準 地 点	BOD (mg/l)	
			環 境 基 準	調 査 結 果 (75%値)
最 上 川	A	両羽橋	2	0.8
赤 川	A	新川橋	2	0.9
京 田 川	A	亀井橋	2	0.9
新井田川	B	浜田橋	3	1.7
日 向 川	A	日向橋	2	0.8
相 沢 川	A	宝永橋	2	0.7
藤 島 川	A	昭和橋	2	0.8
荒 瀬 川	A	八幡橋	2	0.7

資料：山形県

■海域の水環境

海域の水環境基準は、生活環境の保全に関して 3 つの段階にわかれており、それぞれの類型に応じて基準値が定められています。酒田市では酒田港を 5 つの区域分け、9 地点で環境基準の類型指定がなされています。

酒田市環境基本計画では、酒田港内の水質が、環境基準を達成する目標を掲げています。

令和 6 年度は、山形県が、市内の環境基準地点をはじめとした酒田港 10 地点で調査を行いました。その結果、環境基準地点における COD 値（化学的酸素要求量）は、すべての地点で環境基準を達成しています。

○令和 6 年度 海域の COD 値（75%値）

水 域 名	類 型	環 境 基 準 地 点	COD (mg/l)	
			環 境 基 準	調 査 結 果 (75%値)
酒 田 港	B	第 1 区域	3	2.7
	B	第 2 区域	3	2.9
	B	第 3 区域	3	3.0
	B	第 4 区域	3	2.6
	B	第 4 区域	3	2.8
	B	第 5 区域	3	2.6

公害等苦情・相談

本編 P. 58-59

令和 6 年度に酒田市で受付けした公害等苦情と環境関係の相談の総件数（油流出事故を除く）は 45 件でした。

公害等の苦情は 21 件で、種類別に見ると、騒音 9 件、悪臭 7 件、水質汚濁 3 件となっています。事業所の作業音や家庭の生活騒音、野焼きや焼却炉の煙などが主な原因となっています。

○公害苦情等受付件数の推移（単位：件）

		R2	R3	R4	R5	R6
典型 7 公害	大気汚染	7	9	10	1	1
	水質汚濁	4	1	2	0	3
	土壌汚染	0	0	0	0	0
	騒音	19	21	18	11	9
	振動	0	0	1	0	0
	悪臭	11	5	6	10	7
その他		0	0	0	0	1
合計		41	36	37	22	21

※典型 7 公害のうち、地盤沈下については、発生していないため項目はありません。

公害苦情以外の相談について受付けした件数は 34 件あり、野良猫関係やペットの飼養に関するもの、野鳥関係の相談が多くを占めています。

油流出については、冬期間を中心に 10 件発生しましたが、市民生活の大きな影響を及ぼす取水制限などを必要とする流出事案は発生していません。

○公害以外の相談件数の推移（単位：件）

		R2	R3	R4	R5	R6
公害 以外	犬の飼い方 （騒音を除く）	9	4	2	5	3
	猫の飼い方	16	2	5	6	1
	野良猫関係	26	9	13	17	15
	ペット関係 （犬猫以外）	1	0	0	1	0
	野鳥関係	9	12	4	6	0
	害虫関係	6	3	1	0	2
	その他	3	10	2	2	3
	計	70	40	27	37	24
油流出事故		33	15	16	19	10
合計		103	55	43	56	34

発生源監視

本編 P. 72

市民の健康と生活環境を保全することを目的とした公害防止（環境保全）協定を、市と締結している事業者に対し、立入調査を実施して協定の遵守状況を監視しています。

■水質汚濁発生源立入調査

令和 6 年度は、協定を締結している 3 事業者（4 工場）に対し、排水についての立入調査（調査項目：水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、油分等）を年 1～2 回実施しています。

立入調査の結果、いずれの事業者においても協定を遵守していることを確認しました。

■悪臭発生源立入調査

令和 6 年度は、市が覚書の立会人となっている 1 事業者に対し、悪臭についての立入調査（嗅覚測定）を年 1 回実施しました。

立入調査の結果、協定を遵守していることを確認しました。

放射線対策

本編 P. 48

酒田市の放射線量測定については、山形県空間放射線量モニタリング計画に基づき、平成 23 年 7 月より、県と市が連携して行ってきました。

各地点での空間放射線量が健康に影響のない水準で維持されている状況を踏まえ、同計画が改正され、令和元年度いっぱいまで空間放射線量率の測定を終了しております。

○定点測定結果（単位：マイクロベクレル／時間）

	酒田東高校グラウンド	
	地上 50cm	地上 1m
H29. 4 月	0.05	0.05
H29. 7 月	0.05	0.05
H29.10 月	0.05	0.05
H30. 1 月	0.06	0.05
H30. 5 月	0.04	0.05
H30.10 月	0.05	0.05
R 元. 5 月	0.05	0.05

ごみとリサイクル

本編 P. 15-34

■ごみ排出量

令和 6 年度の家庭系のごみと事業系のごみを合わせた排出量は 34,468 トンで、ごみ処理基本計画 (H27.3 改訂) で定める目標値を超過しています。

また、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (家庭系ごみ) に換算すると 625 グラムとなり、目標値を超過しています。

○ごみ排出量の推移 (単位: t)



○一人一日あたりの排出量 (家庭系) の推移 (単位: g)



■リサイクルの状況

○リサイクル率の推移 (単位: %)



■ごみ減量化対策事業

①集団資源回収

集団資源回収を推奨・支援しています。

令和 6 年度は、自治会やこども会など 230 団体で実施し、回収量は 1,369 トン (前年度比+215 トン) となっています。

②資源ステーション

市内 9 か所に資源ステーションを設置し、紙類、ビン類、アルミ類の資源回収を行っています。

令和 6 年度の回収量は、合計で 585 トン (前年度比+2 トン) となっています。

③紙類資源回収

月 1 回 (八幡地区は 2 か月に 1 回) ごみステーションにて、紙類資源を回収しています。

令和 6 年度の回収量は、660 トン (前年度比+15 トン) となっています。

④使用済小型家電・古着回収

年 4 回、期日を定めてご家庭で不要となった小型家電や古着、水銀使用廃製品を無料回収しています。

令和 6 年度の使用済小型家電の回収量は、7.6 トン (前年度比+1 トン)、古着は、6.3 トン (前年度比+0.8 トン) となっています。

⑤生ごみ処理容器等助成

生ごみ処理機等の購入に助成をしています。

令和 6 年度は、コンポスト 7 件、電動式 5 件の購入に助成を行い、これまでの累計で 5,960 基が設置されています。

(本事業は令和 6 年度で終了)

■不法投棄

令和 6 年度の不法投棄の件数は、101 件で、前年度に比べ 4 件の減少となっています。不法投棄の内容としては、家電 5 品目が 12 台、自転車が 4 台、タイヤが 20 本となっています。

■海岸漂着ごみ

日本の沿岸に押し寄せる海岸漂着ごみは、生物被害などの環境への影響のみならず、水産資源や景観への被害といった経済的な影響もあり、全国的な問題となっています。酒田市でも庄内海岸や飛島の沿岸に、毎年多くの漂着ごみが押し寄せており、県や市、多くの企業や団体などが主体となって、ボランティア清掃を行っています。

令和 6 年度は、計 23 団体、延べ 28 回のボランティア清掃が、市内の海岸・河口・港湾など各地で行われ、回収量は、8.6 トンとなっています。

自然との共生

本編 P. 35-39

■鳥海イヌワシみらい館（猛禽類保護センター）

鳥海イヌワシみらい館は、市の鳥「イヌワシ」をはじめとする希少猛禽類の調査研究や普及啓発を行う拠点施設です。この施設では、猛禽類の生態や、それを取り巻く自然環境の重要性などを理解していただけるよう、展示室が設けられており、一般の方々が無料で観覧・利用できるようになっています。また自然観察会の企画・実施、学校等からの依頼による環境教育支援や普及啓発に取り組んでいます。

○令和 6 年度 猛禽類保護センター来館者数等

（単位：人）

観察会	90 人（前年度比 -58 人）
学校教育等支援	167 人（前年度比 -68 人）
総来館者数	3,740 人（前年度比-715 人）

■傷病鳥獣救護

負傷により、自力で回復することが困難な野生鳥獣の救護を行っています。酒田市では、令和 5 年度に 12 件の野生鳥獣を救護しました。

救護した野生鳥獣は、大部分がハクチョウ等の鳥類となっています。特に冬季は飛行中に送電線へ接触したり、建物へ衝突したりして負傷した白鳥を救護する機会が多ありました。

○傷病鳥獣の救護件数

（単位：件）

	R2	R3	R4	R5	R6
保護件数	54	51	27	12	9
白鳥	23	27	17	10	6

■有害鳥獣捕獲許可

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のために、狩猟鳥獣のうち有害鳥獣捕獲を目的とした場合、10 種の鳥獣について捕獲許可権限を県から市へ移譲されています。

令和 6 年度は、ツキノワグマによる人的被害防止及びカラスなどによる果樹に対する農作物被害防止のため、18 件の有害鳥獣捕獲を許可しました。

◇大型獣類目撃の状況

（単位：件）

	R2	R3	R4	R5	R6
ツキノワグマ	122	45	37	202	53
イノシシ	8	3	15	18	19
ニホンジカ	3	1	1	1	2
ニホンザル					2

気候変動

本編 P. 7-14

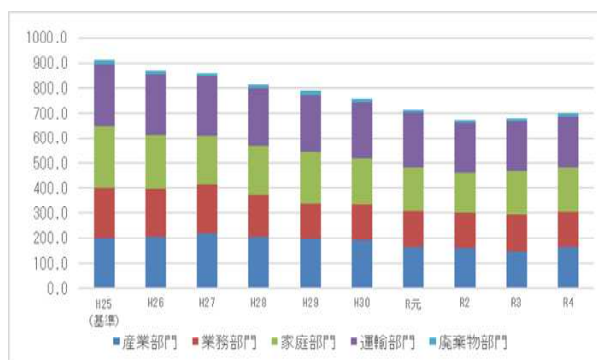
■酒田市内の温室効果ガス排出量

令和 4 年度※の温室効果ガス排出量は 701.2 千トン-CO₂ であり、前年度より 23.6 千トン-CO₂ 増加しています。基準年度の平成 25 年度の 910.8 千トンと比べると、23.0% の減少になっています。

※環境省の自治体排出量カルテに基づいた推計値を掲載しています。（n 年度に n-2 年度の数値が公表されます。）

○酒田市内の温室効果ガス排出量の推移

（単位：千 t-CO₂）



■酒田市役所の取組

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「酒田市役所環境保全実行計画」を策定し、市役所の事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの削減のための取組を行い、地球温暖化対策を推進しています。

平成 30 年 3 月に策定した「第 3 期酒田市役所環境保全実行計画」においては、令和 12 年度までに、市役所の事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの量を、基準年度の平成 25 年度と比較して 36.2%削減することを目標に掲げ、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を行っています。

酒田市役所の目標

「温室効果ガスの排出量を 36.2%削減します。」

（基準年：平成 25 年度）

目標に向けて
がんばりましょう



■市役所の温室効果ガス排出量

令和 6 年度の市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、18,871t-CO₂ となり、基準年度の平成 25 年度と比較して 32.9%の削減となりました。

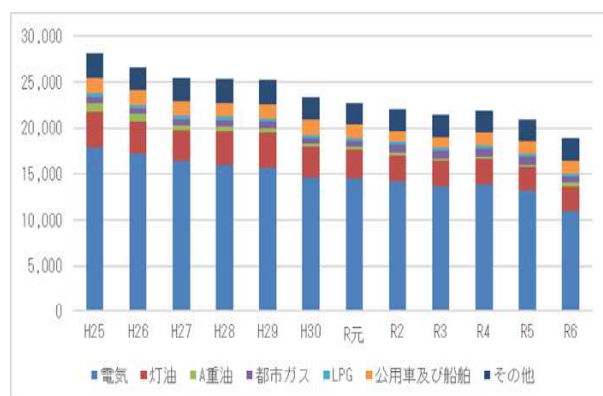
排出量別では、二酸化炭素が全体の約 88.7%を占めています。

発生源別では、電気の使用に伴うものが全体の約 58.0%を占めています。

○H25-R6 の温室効果ガス排出量と比較

年度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	平成 25 年度比
H25	28,141	▲32.9%
R6	18,871	

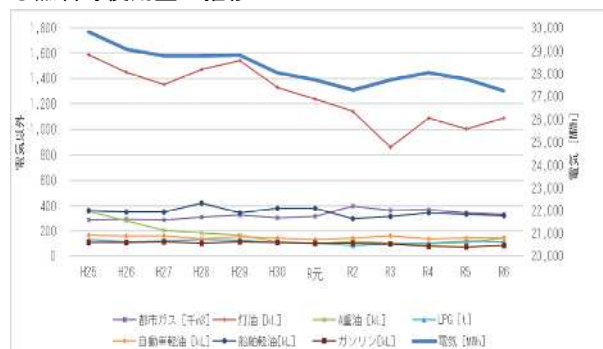
○温室効果ガス排出量の推移 (単位：t-CO₂)



■酒田市役所の燃料等使用量

令和 6 年度の燃料等使用量については、平成 25 年度比で A 重油が 213kl 59.6%、灯油が 497kl 31.2%、ガソリンが 27kl 24.1%など都市ガスを除く項目が減少しました。

○燃料等使用量の推移



■グリーン購入

グリーン購入法に基づき「酒田市グリーン購入ガイドライン」を定め、全庁的な取組を推進しています。

令和 6 年度調達目標を達成した品目は、目標を設定している 12 分野 94 品目中、紙類 1 品目、文具類 19 品目、OA 機器 3 品目、家電製品 1 品目、自動車 1 品目、制服・作業服等 1 品目の計 26 品目でした。

取組結果は、物品購入数ベースで 78.1% (R5 : 83.9%) のグリーン購入率となっています。

○令和 6 年度 グリーン購入率 (単位：%)



令和 7 年度 酒田市環境報告書 (概要版)
(令和 6 年度実績)

令和 7 年 10 月発行

編集・発行 酒田市市民部環境衛生課
〒998-0104 山形県酒田市広栄町三丁目 133 番地
TEL:0234-31-0933
FAX:0234-31-0932
E-mail:kankyo@city.sakata.lg.jp